

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

山口県知事様

報告書提出日.....年 月 日

（一級・二級・木造）建築士事務所（山口県）知事登録第.....号

建築士事務所の名称

.....

建築士事務所の所在地

〒.....

.....山口県.....

建築士事務所の電話.....

建築士事務所のFAX.....

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....
.....

今回の報告書の対象の事業年度.....年 月 日～.....年 月 日

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

(第三面)

所属建築士名簿

(事業年度末現在)

氏名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 の別及び 管理建築士 である場合 には、その旨	登録番号	登録を都道府 県(二級建築 士のみのみ)	受道名建は合 を都道府県 又建築場の のみ)	建築士法第 22号の3に 講直のた日 の築定習年	法条1第 2第からま め近の受月 近建築法講 講	建築士法第 22号5の れ近を年 (直近/計 築定習年 日)
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士				名 名 名 名

